

宮崎県立特別支援学校教育整備方針の策定について

特別支援教育課

1 策定の趣旨

宮崎県教育振興基本計画（令和元年策定）における「特別支援教育の推進」及び「安全・安心な教育環境の整備・充実」並びにみやざき特別支援教育推進プラン（改定版）（平成30年改定）における「安らぎと創造性のある教育環境の実現」に基づいた宮崎県立特別支援学校の教育環境の計画的な整備を行うために策定するものである。

2 経緯

令和3年11月	11月定例教育委員会（素案の報告）
12月	パブリック・コメント
令和4年2月	2月定例教育委員会付議・決定
3月	2月県議会定例会常任委員会報告

3 整備方針の概要

(1) 整備の基本方針

本方針の位置づけ、期間及び目的等

(2) 特別支援学校の現状と課題

- 在籍者数の増加
- 学部や障がい等に応じた教育課程の編成
- 生徒のニーズや障がいの状態に応じた職業教育の充実

(3) 特別支援学校の教育整備方針の内容

- ① 職業教育
- ② 教室不足への対応
- ③ 障がい種別に応じた教育
 - ア 視覚障がい教育
 - イ 聴覚障がい教育
 - ウ 知的障がい教育
 - エ 肢体不自由教育
 - オ 病弱教育

(4) 寄宿舎

4 パブリック・コメントについて

(1) 意見募集期間

令和3年12月13日（月）から令和4年1月13日（木）まで

(2) 意見件数

10件（6名）

(3) 意見への対応について（別紙のとおり）

いただいた意見を参考に一部修正を行った。

宮崎県立特別支援学校教育整備方針（素案）に関するパブリック・コメント

No.	頁	御意見の趣旨	県の考え方
1	1	特別支援学校だけではなく、通常の学級や特別支援学級でもいわゆるグレーゾーンの児童生徒が増加しており、必要な支援が届くような取組を希望する。	小・中・高等学校の通常の学級や小・中学校の特別支援学級における特別な支援が必要な児童生徒に対する教育については、児童生徒一人一人の多様な学びを支援し、各学校において切れ目ない支援ができる体制の更なる充実を図りたいと考えております。
2	2	整備に取り組む際の「優先順位」の判断基準を明確にしておく方がよい。	8ページの教育整備方針の内容について、重要性、緊急性、実現可能性など、多面的な視点から整備に向けた検討を行い、早期に整備が可能なものから着実に進めていきたいと考えております。
3	5	知的障がい者を対象とした特別支援学校の在籍者が増加し、教室不足が生じる見込みとのことであるが、厳しい財政状況の中においても、全ての児童生徒が在籍できることを願っている。	特別支援学校において、対象となる全ての幼児児童生徒が、安心して適切な教育を受けられるように環境を整備することが大切であると考えております。
4	5	知的障がい者を対象とした特別支援学校の在籍者の増加に伴う教室不足の解消や生徒のニーズに合わせた幅広い実践的な指導が必要であると考える。	知的障がい特別支援学校の教室不足の解消については、各校の状況に応じて計画的に取り組んでまいります。また、在籍する児童生徒の障がいの重度・重複化、多様化に対応した専門的な指導の充実を図ってまいります。
5	5	生徒の将来の就職を考えると、県立高等学校においても、いわゆるグレーゾーンの生徒が学べる特別支援学級やコースを設置し、高等学校の生徒と共に学べるようにする必要があると考える。	高等学校における特別な支援が必要な生徒に対する教育については、生徒一人一人の多様な学びを支援し、各校において切れ目ない支援ができる体制の更なる充実を図りたいと考えております。
6	6	高等学校に準ずる教育を行う高等部が延岡しるやま支援学校にしかないことは、遠方の生徒や保護者の立場に立つと問題であり、県央部の肢体不自由特別支援学校にも高等学校に準ずる教育課程が置かれることを願っている。	県央部の肢体不自由特別支援学校高等部において、高等学校に準ずる教育課程の編成を進めてまいります。

No.	頁	御意見の趣旨	県の考え方
7	7	<p>高等特別支援学校の対象となる知的障がい軽度である生徒とは、どのような生徒を指し、これまで、どのような進路を選択していたのか。</p>	<p>高等特別支援学校の対象となる知的障がい軽度である生徒とは、卒業後に一般企業への就職を目指す生徒等を指します。</p> <p>このような生徒は、本人の実態や希望等により知的障がい特別支援学校高等部や高等学校を進路に選択しています。</p>
8	7	<p>高等特別支援学校の設置についてどのくらいのニーズがあるのか。</p> <p>また、高等特別支援学校の対象となる生徒が、既存の公立又は私立の職業系の高等学校で学ぶことはできないのか。</p>	<p>中学校の通常の学級や知的障がい特別支援学級、特別支援学校中学部から知的障がい特別支援学校高等部に入学する生徒の中には、知的障がい軽度で就職を目指している生徒が在籍しており、これらの生徒には高等特別支援学校で学ぶことへのニーズがあると考えております。</p> <p>高等特別支援学校の対象となる生徒が、本人の希望や学力等に応じて既存の公立又は私立の職業系の高等学校で学ぶこともできます。</p>
9	8	<p>視覚障がい教育について、「高等部専攻科における多様なニーズに対応した職業教育の充実及び卒業生の学び直し等に対する支援の在り方」を「高等部普通科における多様なニーズに対応した職業教育の充実及び高等部専攻科における卒業生の学び直し等に対する支援の在り方」と表現する方が実情に合っている。高等部普通科においては、高等部専攻科や大学への進学、就職等、多くのニーズがある。また、高等部専攻科においては、卒業後に、国家資格取得を目指した指導を受ける機会がなくなる現状がある。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正しました。</p> <p>「・高等部における多様なニーズに対応した<u>教育</u>の充実及び高等部専攻科における<u>卒業生の学び直し等</u>に対する支援の在り方について検討します。」</p> <p>また、御意見の趣旨を参考にして、4ページ「(2) 視覚障がい教育」についても、表現を修正しました。</p>
10	8	<p>寄宿舍の整備を検討する際には、慣れ親しんできた環境を変えることで児童生徒や保護者に与える影響が大きいことを配慮してほしい。もし、寄宿舍の整備を検討する場合には、事前の意見交換会を実施するなどしてほしい。</p>	<p>寄宿舍の整備を行う際には、児童生徒や保護者のニーズの丁寧な把握に努め、対応を検討してまいります。</p>